

雇用調整助成金

令和3年7月31日まで延長されていた雇用調整助成金の特例措置が9月30日まで延長されることになりました。8月以降の雇用調整助成金も7月31日までの助成内容と同様です。また、特例措置は年末まで延長の方針が示されておりますが、10月以降の支給条件、支給額等の詳細は未定です。決定次第お知らせいたします。

65歳超雇用推進助成金

7月号でお知らせしたとおり、今年度から70歳までの就業確保措置の努力義務が課されたところですが、この措置に対応した助成金として「65歳超雇用推進助成金」が設けられています。支給申請日の前日に1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者が1名以上いる会社を対象となります。また、助成対象となる制度を導入済みの企業は対象外となります。

助成額は導入する制度と上限年齢の設定により以下のとおりです。

①定年年齢の引き上げ

60歳以上雇用 保険被保険者数	65歳	66歳～69歳に引き上げ		70歳以上に引 き上げまたは、 定年廃止
		5歳未満※	5歳以上※	
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円

※現行規定からの引き上げ幅 例:62歳定年を66歳に引き上げ⇒5歳未満  
60歳定年を66歳に引き上げ⇒5歳以上

②希望者全員を対象とする継続雇用制度(いわゆる再雇用制度)の導入

60歳以上雇用 保険被保険者数	66歳～69歳		70歳以上
	4歳未満	4歳以上	
10人未満	15万円	40万円	80万円
10人以上	20万円	60万円	100万円

こんな企業にお勧め

- ・制度化していないが、慣習として65歳を超えて雇用し続ける習慣がある
- ・65歳超の従業員はいないが、現在の60歳代前半の社員にできるだけ長く働いてもらいたい

支給申請には、60歳以上の雇用保険被保険者の人数だけでなく、就業規則の改正、高年齢雇

用推進者の選任、高年齢者雇用管理措置の実施など様々な条件があります。申請をご検討されている場合は、事前にご相談ください。

中宮伸二郎